

(一社) 山口県高速道路交通安全協議会 各位

令和 2 年 2 月 7 日

(一社) 山口県高速道路交通安全協議会
山口県高速道路交通警察隊

山口ハイウェイ通信 (NO97)

県内高速道路の交通事故発生状況

(令和2年1月31日現在)

令和2年の発生件数、負傷者数及び事故件数は概数値

道路別 年別 区分	県内高速道路の交通事故発生状況			県内道路の交通事故発生状況		
	令和2年	令和元年	増減数	令和2年	令和元年	増減数
総発生件数	147	135	12	3,288	3,296	-8
人身事故	4	5	-1	233	278	-45
死者数	0	0	0	3	3	0
負傷者数	9	11	-2	278	346	-68
物損事故	143	130	13	3,055	3,018	37

☆ 運転中のスマホ等利用に対する罰則が強化されています。

昨年12月1日、道路交通法改正により、運転中のスマホ使用の罰則が強化されています。

まだまだ、道路走行中にスマホを耳にし話す様子や、画面を見ているドライバーを見かけることがあります。参考までに罰則強化の一部内容を転記します。

◎ 運転中にスマホ等を使用 携帯電話使用等（保持）・通話（保持）、画面注視（保持）する行為
普通車の場合

改正前 罰則 5万円以下の罰金 反則金 6千円 点数 1点

改正後 罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 反則金 1万8千円 点数 3点

◎ 携帯電話使用等（交通の危険）通話（保持）等することによって交通の危険を生じさせる行為
普通車の場合 (さらに事故を起こした)

改正前 罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 反則金 9千円 点数 2点

改正後 罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 反則金 **すべて罰則の対象** 点数 6点

☆ 令和2年1月の交通安全キャンペーン実施状況について

1月20日(月) 11時から 中国自動車道 王司パーキングエリア下り

11時30分から 中国自動車道 王司パーキングエリア上り

において、「ダメ！運転中のスマホ使用」、冬の高速道路の安全走行、冬用タイヤ装着などを呼びかけました。



☆ 2月の交通安全キャンペーン実施予定について

2月19日(水) 11時から 佐波川サービスエリア上下線

において、追突事故防止、あおり運転撲滅など、特に営業自動車ドライバーに模範運転を呼びかけます。

スピードダウン県民運動推進中

～減速で ゆとり運転 防長路～

一般社団法人山口県高速道路交通安全協議会事務局

TEL : 083-973-7920

FAX : 083-976-8883

E-mail : yama.kousokuankyou@chic.ocn.ne.jp

URL: <http://www.ykka.jp>